

2018年度アンケート項目と自治体からの回答

2018年6月12日

市町村防災担当部局・担当者 御中

2018年度 障害者と防災に関する 自治体アンケートへのご協力をお願い

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

代表幹事 井上 泰司

〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22

TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059

日頃より住民の安全・安心の確保のために、ご尽力をいただきありがとうございます。

私ども障害者(児)を守る全大阪連絡協議会（略称：障連協）では、2012年度から5か年にわたり全市町村（2014年度以降は全政令市行政区）からのご協力を得て、「障害者と防災に関する自治体アンケート」に取り組み、その結果をマスコミ各社をはじめひろく公表をしてまいりました。その節には、お忙しい中にもかかわらずご協力をいただきありがとうございました。

各市町村におかれましては「要援護者」「避難行動要支援者」とよばれる人たちへの発災時の避難・誘導等の対応や、避難生活への支援等、喫緊の課題として取り組みを進めておられることと存じますが、この分野での、自治体ごとの到達をあらためて明らかにするとともに、課題の整理や進んだ経験の交流、障害者家族当事者による自主防災課題の検討などを進めていくため、今年度もアンケートへのご協力をお願いしたいと考えております。

一昨年度同様、アンケート結果は、その内容を整理したうえで全自治体にお返しするとともに、広くマスコミにも公表する予定です。

時節柄何かとお忙しい中とは存じますが、ご協力をいただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

アンケートに際しての留意点

1. 回答は、2018年5月1日現在の状況についてご記入ください。回答の締め切りは7月31日とさせていただきますので、返信用封筒にてご返送いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. このアンケートは府下43市町村、並びに大阪市と堺市の各区における防災担当部局に送付させていただいています（今年度からは大阪市の行政区・堺市の行政区には別だてで設問項目を設定しています）。障害者への支援窓口が担当となる場合は、ご面倒でもこのアンケートを障害福祉当該部局にお渡しいただきますようお願いいたします。

3. ご記入に際しての留意点

①アンケート項目は、経年変化の把握のため、過年度実施したものをベースとしております。

②現時点で回答不能の項目については、その旨を明記して、回答欄を空けておいてください。

③設問項目の趣旨等の考え方について、必要な事項をそれぞれの設問の下に記載していますのでそれらを参考にしてお答えください。

4. アンケート用紙はエクセルで作成しています。アンケート用紙データの送付をご希望される自治体は、送付先を明記の上、shiomi-y@nifty.com まで、電子メールにてご連絡ください

お問い合わせ先／このアンケートに関するお問い合わせは下記までお願いします。

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 担当者 塩見洋介

TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059

E-mail shiomi-y@nifty.com

2018年度大阪府下市町村障害者と防災に関する自治体アンケート

2018年5月1日現在の状況をご記入ください。

MA項目は該当箇所すべてにマル印を入れてください。

自治体名	担当部署	
	担当者名	
	電話番号	

1. 市町村地域防災計画等についておたずねします。

- (1) 最新の計画はいつ作成されたものですか。(年 月頃)
 (2) 要配慮者または避難行動要支援者(以下「要配慮者等」)への防災マニュアルは作成していますか。
 ①作成済み、②作成中・完成(年 月頃)、③予定なし、④その他()
 ※作成されている場合のマニュアル名称()

【用語の定義について】

- ★避難行動要支援者とは、発災時等において自ら避難することが困難な者であって、避難行動要支援者名簿に掲載する者として市町村地域防災計画において定められた者。(法49条の10の①)
 ★要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、特に配慮を要する者。(法8条②第15号)
 ★要配慮者または避難行動要支援者への防災マニュアルとは以下のようなマニュアルをさします。
 ・要配慮者・避難行動要支援者が、自ら発災に備えるとともに、発災時の行動の指針となるマニュアル。
 ・支援者が発災時に要配慮者や避難行動要支援者に対する救援活動等に役立てるためのマニュアル。

- (3) (2)で①または②と回答された自治体のみお答えください。
 当該マニュアルの周知方法について教えてください。(MA)
 ①ホームページ、②広報誌、③民生委員・自治会役員を通して、④直接郵送、⑤周知しない、
 ⑥区長会・地元説明会、⑦役所等の窓口、⑧その他()
 (4) 要配慮者等への避難勧告・避難指示等の伝達はどのような方法で行われていますか。(MA)
 ①エリアメール、②ホームページ、③広報車、④行政無線、⑤地元FM放送、⑥一斉送信FAX、
 ⑦個別FAX、⑧電話、⑨有線放送、⑩訪問、⑪自主防災組織、⑫自治会、⑬民生委員、
 ⑭SNS、⑮その他聴覚・視覚・知的障害者等への配慮()

2. 避難訓練についておたずねします。

- (1) 要配慮者の参加に関してどのような取り組みをおこなっていますか。(MA)
 ①要配慮者の参加への配慮点等を記載したマニュアルを作成している、
 ②自治体主催の避難訓練実施前に障害者団体や支援者等と打ち合わせを行っている、
 ③自治体主催の避難訓練等の実施にあたって要配慮者に直接通知を送付している、
 ④自主防災組織等主催の避難訓練実施前に障害者団体や支援者等と打ち合わせを行っている、
 ⑤自主防災組織等主催の避難訓練等の実施にあたって要配慮者に直接通知を送付している、
 ⑥避難行動要支援者名簿記載者の個別計画を作成しそれに基づく訓練を実施している、
 ⑦避難訓練等実施後に要配慮者の避難行動に係る課題等を整理している、
 ⑧要配慮者に避難訓練等への参加を促す取り組みを実施している、
 ⑨避難行動要支援者の支援者を募集したり住民への啓蒙活動を実施している、
 ⑩避難行動要支援者の支援者をすでに決めている、 ⑪支援者の訓練等を行っている、
 ⑫要配慮者の避難訓練参加について現在検討している、 ⑬現時点では特に何もしていない、
 ⑭その他()

- ▼ (2) 避難訓練等に参加している要援護者はどのような人たちですか。(MA)
- ①車椅子利用者、②杖歩行者、③視覚障害者、④聴覚障害者、⑤知的障害者、⑥発達障害者、
⑦精神障害者、⑧内部障害者、⑨指定難病患者、⑩高齢で歩行困難の方、⑪認知症の方、
⑫妊婦、⑬ベビーカーなどの子ども連れ、⑭日本語に不自由な外国の方、
⑮その他()
- ▼ (3) 要配慮者の参加に際して工夫しておられることなどがあればご記入ください。

3. 関係機関共有方式による避難行動要支援者名簿についておたずねします。

- ▼ (1) 作成状況をお答えください。
- ①作成済み・最新のものは()年()月現在のもの
②作成していない・その理由()

★避難行動要支援者名簿とは、改正災害対策基本法(平成26年6月公布)第49条で規定する避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する為に必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿

★「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」が示す各々の定義は以下の通りです。

- ①関係機関共有方式／要援護者の同意を得ず要援護者等の情報を関係機関が共有する方式
②同意方式／関係部局・機関等が直接要援護者本人に働きかけ必要な情報を収集する方式
③手上げ方式／登録に係る広報周知の後に自ら名簿登載を希望した者の情報を収集する方式

- (2) (1)の名簿の更新頻度についてお答えください。
①()ごとに定期的に更新、②更新頻度は決まっていない、③更新しない、
④その他()
- (3) (1)の名簿の整備状況についてお答えください。
総数で()名分を整備済み
- (4) (1)の名簿の更新方法についてお答えください。

4. 手上げ方式・同意方式による避難行動要支援者名簿についておたずねします。

- (1) **手上げ方式**による、名簿は作成していますか。
①作成済み、②作成中・完成()年()月頃)、③作成する方向で検討中、④予定なし、
⑤その他()
- (2) (1)の名簿の更新頻度についてお答えください。
①()ごとに定期的に更新、②更新頻度は決まっていない、③更新しない、
④その他()
- (3) (1)の名簿の更新方法についてお答えください。

- (4) **同意方式**による名簿は作成していますか。
 ①作成済み、②作成中・完成(年 月頃)、③作成する方向で検討中、④予定なし、
 ⑤その他()

- (5) (4)の名簿の更新頻度についてお答えください。
 ①()ごとに定期的に更新、②更新頻度は決まっていない、③更新しない
 ④その他()

- (6) (4)の名簿の更新方法についてお答えください。

- (7) 名簿策定の前提となる「要配慮者」を、どのように把握され(ようと)していますか。
 ①避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定はない、
 ②独自に要配慮者に係る基準を設ける等、その把握に努めている(努める予定だ)、

【把握対象(予定含む)の要配慮者の範囲】

- ③把握する予定はない、③その他()

- (8) (1) (4)の名簿登載対象となる方々の範囲と対象者数 (MA)

	対象者の範囲(あてはまるものにマル印をつけてください)	手上げ概数	同意概数
身体障害者	身体障害者手帳 1, 2, 3, 4, 5, 6, その他()	人	人
知的障害者	療育手帳 A, B1, B2, その他()	人	人
精神障害者	精神保健福祉手帳 1, 2, 3, その他()	人	人
障害児	身体障害児, 知的障害児, 発達障害児, その他()	人	人
難病患者	特定疾患治療研究事業対象疾患	人	人
	上記以外の疾患 ()	人	人
高齢者	介護保険 : 要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5 その他()	人	人
	介護保険未利用者 : ()歳以上 ()の世帯	人	人
その他		人	人

- (9) 手上げ・同意方式による名簿について、通常時当該名簿は誰が管理・保管していますか。(MA)

- ①防災担当部、②福祉担当部、③消防署、④保健所、⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー、⑦民生委員、⑧校区福祉委員会、⑨定められた支援者、
 ⑩その他の者()、⑪未定

- (10) 手上げ・同意方式による名簿の活用と避難支援等に係る「マニュアル」等は策定されていますか。

- ①作成済み、②作成中・完成(年 月頃)、③作成する方向で検討中、④予定なし、
 ⑤その他()

- (11) 発災時において、手上げ・同意方式による名簿は誰が活用しますか。(MA)

- ①防災担当部、②福祉担当部、③消防署、④保健所、⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー、⑦民生委員、⑧校区福祉委員会、⑨定められた支援者、
 ⑩その他の者()、⑪未定

- (12) 同意・手上げ方式による名簿登載者の「個別計画」は作成していますか(MA)

- ①作成している、②作成中または計画中()頃に完成予定、③現時点で予定なし、
 ④その他()

5. 避難所についておたずねします。

(1) 避難所(収容避難所)の設備等の整備状況

整備事項	整備済み所数	未整備済み所数	特記事項
障害者用トイレの設置	か所	か所	
マンホールトイレ	か所	か所	
その他災害用トイレ	か所	か所	

★上記、収容避難所を以後の設問では一次避難所と称します。避難所の分類は下記の通りです。

- ①収容避難所／継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する。←質問対象
- ②広域避難所／大規模避難を要する際の十分な条件を有する公園や学校などの地域。
- ③一時避難所／一時的に避難できる広場、公園、空地。

(2) 一次避難所内に要配慮者に対応するための「福祉避難室」等の設置を予定されていますか。

- ①予定していない、②予定している・整備済み所数()か所、③未定

★福祉避難室とは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月)」による要援護者に配慮したスペース提供をさします。

(3) 「福祉避難室設置ガイドライン」(マニュアル等)は作成されていますか。

- ①作成済み、②作成中・完成(年 月頃)、③作成する方向で検討中、④予定なし、
⑤その他()

(4) 福祉避難室の収容対象者と福祉避難所の収容対象者について教えてください。

- ①それぞれ差別化し対象者を決めている(下欄に対象者像をご記入ください)、②同じ、③未定

○福祉避難室の対象者／
○福祉避難所の対象者／

(5) 要配慮者の避難を想定した一次避難所の開設訓練を行っていますか。

- ①実施している、②実施していない、③その他()

(6) その他「一次避難所」における要援護者への配慮措置についてご記入ください。

--

6. 福祉避難所(要援護者対象の二次避難所)についておたずねします。

(1) 福祉避難所を指定していますか。

- ①指定していない、②指定している、③今後指定の予定、④その他()

(2) 福祉施設以外で福祉避難所として協定締結を行っているのはどのような施設ですか。(MA)

- ①特別支援学校、②公立・私立の中・高等学校、③公立・私立の大学・専門学校
④福祉施設以外の公設施設(公民館・地域利用施設等)、⑤その他()

(3) 福祉避難所の耐震補強は完了していますか。

- ①完了している、②整備中または整備の計画あり()か所中()か所完了
③行政として特段の整備は行わない、④その他()

(4) 福祉避難所の運営マニュアルは整備していますか。

- ①作成している、②作成していない、③作成中・予定・()年()月頃、
④その他()

（5）2018年5月1日現在における福祉避難所の指定箇所数と収容人数

対象者		か所数	収容人数	特記事項
対象問わず		か所	人	
対象を指定	障害者	か所	人	
	身体障害者	か所	人	
	知的障害者	か所	人	
	精神障害者	か所	人	
	障害児	か所	人	
	難病患者	か所	人	
	高齢者	か所	人	
	妊産婦	か所	人	
	その他	か所	人	

- （6）福祉避難所の収容人員の基準（一人当たりの㎡数など）等は定められていますか。
1人あたり（ ）㎡ その他の設備基準等（ ）
- （7）福祉避難所の開設時期はいつですか。
①避難勧告発表時、②避難指示発表時、③一次避難所開設以降、④その他（ ）
- （8）要配慮者に対して発災前における福祉避難所の周知はどのように行いますか。
①ホームページ、②広報誌、③民生委員・自治会役員を通して、④直接郵送、⑤周知しない、
⑥その他（ ）
- （9）福祉避難所の運営責任者は決まっていますか。
①通常時の施設管理者 、 ②特別に配置された行政職員 、 ③地域自治会の役員 、
④民生委員 、 ⑤ボランティア 、 ⑥その他（ ）
- （10）福祉避難所相互の連携・調整等の体制は整備できていますか。
①整備できている、②整備中、③整備できていない、④整備の必要なし、⑤その他（ ）
- （11）福祉避難所は、たとえば自閉症の方に対する視覚支援など、障害の特性等に配慮した支援が必要数確保されていますか。
①確保されている 、 ②確保方策を検討中 、 ③確保できていない、
④その他（ ）
- （12）福祉避難所の備蓄品の確保・整備保全はどこが行いますか。
①行政の責任で行う（協定書に明記）、②施設管理者の責任で行う（協定書に明記）
③協定書に明記していない、④未定、⑤その他（ ）
- （13）（12）で①②の場合の、費用負担・備蓄場所についてお答えください。（MA）
費用負担／①初期費用は行政負担、②更新・管理費用は行政負担、③その他（ ）
備蓄場所／①行政が保管し発災時に配布、③協定施設内で保管、③その他（ ）
- （14）（12）で①②の場合の、備蓄品目をお答えください。（MA）
①食料（ ）日分、②水（ ）日分、③福祉用具・用品、④その他（ ）
- （15）（14）でお答えいただいた用品はすでに整備されていますか。
①整備できている、②整備中、③整備できていない、④その他（ ）
- （16）福祉避難所の確保等の課題やすでに実施をされている工夫等があればご記入ください。

7. 在宅避難者等への支援についておたずねします。

- ▼ (1) 在宅避難者への支援に関する計画は作成されていますか。
①作成している、 ②作成していない、 ③作成中・予定・()年()月頃、
④その他()
- ▼ (2) 在宅避難者への支援策等、具体的にご検討中のことがあればご記入ください。

8. 要援護者の、避難所や在宅避難以外の避難先・居場所との連携について <新規項目>

要援護者の在宅(居所)以外の避難場所として、福祉避難所や福祉避難室以外に、a)医療施設への入院 b)短期入所施設等の利用 c)入所施設やケアホーム等の定員外利用等が考えられます。これらの施設等との発災時を想定した連絡・調整等を行っていますか。
①おこなっている、 ②できていない、 ③行うよう検討している、 ④その他()

9. 障害者等要援護者の防災対策に関して考えておられることや課題についてご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

★アンケートに添えてお願いしたいこと

○下記の資料等で公表できるものについてご返送いただければ幸いです。

- ①要配慮者等への防災マニュアル【質問項目1(2)～(3)関連】
- ②避難行動要支援者名簿の活用・避難支援行動に係るマニュアル【質問項目4(10)関連】
- ③その他、マニュアル等自治体の取り組みがわかるもの

このアンケートについてのご質問・お問い合わせは下記までお願いいたします。

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 事務局
〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22 大阪障害者センター内
TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059
E-Mail shiomi@npo-osc.com